

一般社団法人

海外水循環システム協議会定款

改定原本

平成24年1月24日 作成
平成24年1月25日 公証人認証
平成24年2月 2日 法人成立
令和2年 4月22日 改定
令和2年 5月 7日 施行

一般社団法人海外水循環システム協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人海外水循環システム協議会（英語名：Global Water Recycling and Reuse System Association, JAPAN）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、水循環システム運営事業の海外展開のための基盤確立を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 国内外の産官学との交流による水循環システム運営事業に関する情報収集と政策提言
 - (2) 水循環システム運営事業の海外展開のためのプロジェクト形成と案件創生・推進
 - (3) 前各号に付帯関連する一切の業務
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行う。

第3章 社員

(種別)

第5条 この法人は、この法人の目的に賛同し、次条の規定によりこの法人の社員となった法人・団体をもって構成する。

(入会)

第6条 この法人の社員となろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 入会は、社員総会の決議により別に定める入会及び退会規程に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを申込した者に通知するものとする。

(会費)

第7条 社員は、この法人の運営及び事業の実施に要する経費に充てるために、社員総会の議決により別に定める会費規程に基づき、会費を負担しなければならない。

(退会)

第8条 社員は、退会しようとするときは、事前に理事長に書面をもって届け出なければ

ならない。

(除名)

第9条 社員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により社員を除名しようとする場合は、当該社員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う社員総会において、当該社員に弁明の機会を与えなければならない。

(社員資格の喪失)

第10条 前二条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を納入せず、督促後なお2年以上納付しないとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 社員が解散したとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 社員がその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 社員がその資格を喪失しても、既に納付した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員の報酬等の額の決定又はその規定の制定若しくは変更
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 入会の基準及び会費の金額
- (6) 社員の除名
- (7) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
- (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

(9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡

(10) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人・財団法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項（種類及び開催）

第14条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2 定時社員総会は、毎年1回、事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求が理事にあったとき。

4 前項第2号の請求をした社員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発生されない場合

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、理事会の決議を経て、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故ある場合その他やむを得ない事情により出席できない場合は、理事会があらかじめ決定した順序によって、副理事長が議長を務める。

2 第14条第3項第2号の規定に基づく臨時社員総会を開催した場合には、出席した社員の構成員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第17条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数を持って行う。

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際して、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上

回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第19条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法により、又は代理人をもって、議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を社員総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により議決権を行使する場合は、当該社員は出席したものとみなす。

(社員総会の決議の省略)

第20条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第21条 理事が社員の全員に対して、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した理事又は監事のうちからその社員総会において選任された議事録署名人2名以上が、記名捺印する。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上20名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、2名以上を一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事は社員としての法人に所属する個人のうちから選任する。

3 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。

4 前項で選定された代表理事は理事長に就任する。

5 理事会は、その決議によって、第3項で選定された業務執行理事より副理事長を2名乃至3名を選定する。

6 理事会は、その決議によって、第 3 項で選定された業務執行理事より、前項で選定された副理事長以外の業務執行理事の中から常務理事若干名を選定することができる。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は理事長を補佐するとともに、その業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

4 常務理事は、理事長又は副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。

5 理事長、副理事長、常務理事及びそれ以外の業務執行理事の権限は、理事会の決議により別に定める職務権限規程による。

6 理事長、副理事長、常務理事及びそれ以外の業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類、事業報告書等を監査すること。

(3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときには意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当は事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事の任期は、第1項の規定にかかわらず、現任理事の残任期間とする。

5 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。

2 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(責任の免除又は限定)

第30条 この法人は、役員一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、一般社団・財団法人法第115条第1項に定める外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(名誉会長及び相談役)

第31条 この法人は名誉会長及び相談役若干名を置くことができる。

2 名誉会長は、この法人に対し功績のあった者の中から、理事会において任期を定めたいうえで選任する。

3 相談役は学識経験者又はこの法人に対し功績のあった者の中から、理事会において任期を定めたいうえで選任する。

4 名誉会長及び相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び相談役の職務)

第 32 条 名誉会長及び相談役は理事長の諮問に応え、理事長に対し意見を述べることができる。

(参与)

第 33 条 この法人に参与若干名を置くことができる。

2 参与はこの法人の業務に関する有識者の中から、理事会において任期を定めたくて選任する。

3 参与に報酬を支払うことができる。

4 参与には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

5 前 2 項に関し必要な事項は理事会にて別に定める。

(参与の職務)

第 34 条 参与は理事会の諮問に応え、この法人の運営・事業について参考意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第 35 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 36 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止

(3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 代表理事並びに業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することできない。

(1) 必要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

(6) 第 30 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結

(開催)

第 37 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面を持って理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般社団・財団法人法第 101 条第 2 項及び第 3 項の規定により監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 38 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事会を前条第 3 号の規定により理事が招集する場合及び同 4 条後段の規定により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第 3 号の場合は理事が、同条第 4 号後段の場合は監事が、理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集する場合には、会議の日時及び場所並びに目的である事項を、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 39 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故のある場合その他やむをえない事情により出席できない場合は、理事会があらかじめ決定した順序によって、副理事長が議長を務める。

(定足数)

第 40 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 41 条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 42 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 43 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知し

たときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 25 条第 6 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名捺印する。

第 7 章 資産及び会計

(財産の種別)

第 45 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を基本財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第 46 条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に務めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、社員総会の決議を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(財産の管理・運用)

第 47 条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める資金運用規程によるものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 49 条 この法人の事業計画書、収支予算書、並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 50 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類は、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 この法人は法令の定めるところにより、計算書類等を事務所に備え置くものとする。

4 この法人は、第2項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第51条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、理事総数（理事現在数）の3分の2以上の議決を経て、社員総会の決議を得なければならない。

2 この法人が重要な財産を処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同様の理事会の議決を経て、社員総会の決議を得なければならない。

(会計原則等)

第52条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定められる経理規程によるものとする。

第8章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第53条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第54条 この法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第55条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議により、その帰属先を決定する。

第9章 委員会

(委員会)

第57条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、その諮問機関として委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、社員としての法人・団体に所属する個人及び有識者のうちから、理事会が選任する。

- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第58条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

第11章 公告方法

(公告)

第59条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第12章 情報公開

(情報公開)

第60条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

第13章 附則

(法令の準拠)

第61条 本定款に定めのない事項はすべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。

(附則)

第62条 本定款は、令和2年4月22日に改定し、令和2年5月7日より、施行する。

以上